令和８年度公害健康被害の補償等に関する法律における障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付基礎月額を定める告示について（概要）

制度の概要

（１）公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下「法」という。）における「障害補償標準給付基礎月額」（法第２６条第２項、同法施行令第１２条関係）及び「遺族補償標準給付基礎月額」（法第３１条第２項、同法施行令第１７条関係）については、性別及び年齢階層別に区分し、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて毎年告示で定めることとされている。

（２）障害補償費にあっては「賃金構造基本統計調査報告」による労働者の性別及び年齢階層別の平均賃金の８０％、遺族補償費にあっては７０％を給付水準としている。

　また、算定の基礎となる賃金は、前年の賃金実績によることとし、その基礎となるデータは「賃金構造基本統計調査報告」及び「春闘による賃金引上げ状況調査報告」を用いることとしている。

（３）令和８年度の障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付基礎月額は、以下のとおり。

令和８年度障害補償標準給付基礎月額

（単位：千円）

年　齢　階　層	性　　別	
	男子	女子
３５～３９	３２９．１	２５３．７
４０～４４	３５４．０	２５７．３
４５～４９	３７６．５	２６６．３
５０～５４	３８４．９	２６４．０
５５～５９	３９５．３	２６１．２
６０～６４	３０６．０	２２８．６
６５～６９	２６４．０	２０４．７
７０～	２３７．８	１９７．８

令和８年度遺族補償標準給付基礎月額

（単位：千円）

年　齢　階　層	性　　別	
	男子	女子
３５～３９	２８８．０	２２２．０
４０～４４	３０９．８	２２５．１
４５～４９	３２９．４	２３３．０
５０～５４	３３６．８	２３１．０
５５～５９	３４５．９	２２８．６
６０～６４	２６７．７	２００．０
６５～６９	２３１．０	１７９．１
７０～	２０８．１	１７３．１